

○東松山市こども医療費支給に関する条例

昭和49年12月23日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) こども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 受給資格者 保護者のうち、日本国内に住所を有し、次条に規定する対象児の主たる生計維持者で、市長が第4条第1項に規定するこども医療費の受給資格があると認定したものをいう。
- (4) 医療費 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に要する費用をいう。
- (5) 一部負担金等 こどもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付にかかり負担すべき額をいう。ただし、交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係る一部負担金は除く。
- (6) 現物給付 受給資格者が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）で一部負担金等の支払を求められず、市が受給資格者に代

わって一部負担金等に相当する額を当該医療機関等に支払うことをいう。

(対象児)

第3条 この条例に定める医療費の支給の対象児は、市内に住所を有するこどもで、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（第6条第4項において「被保険者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するこどもは、支給の対象から除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者

(4) 現に他の都道府県又は市町村（特別区を含む。）が実施する制度によりこどもに対する医療費の支給を受けている者

(支給)

第4条 市長は、受給資格者が前条に定める対象児に係る一部負担金等を支払った場合において、当該支払額（他の法令等の規定による給付金及び保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除した額。以下「こども医療費」という。）を支給するものとする。ただし、税の未申告等受給資格者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につきこども医療費の対象としない。

2 前項の規定による支給は、対象児が満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの診療に係る一部負担金等に対して行うものとする。

(支給の方法)

第5条 前条の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象児が現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等（以下「現物給付実施医療機関等」という。）で医療を受けたときは、当該医療に係るこども医療費を受給資格者に代わって当該現物給付実施医療機関等に支払うことができる。ただし、同一月の診療分について、一現物給付実施医療機関等につき、規則で定める額以上の一部負担金等がある場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による支払があったときは、同項の受給資格者に対してこども医療費の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により現物給付実施医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（受給資格の登録）

第6条 医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、この条例に定められるこども医療費の受給資格者と認定したときは、申請者にこども医療費受給資格証を交付しなければならない。
- 3 主たる生計維持者が対象児と世帯を同じくしない場合であって、主たる生計維持者以外の保護者が当該対象児と世帯を同じくするときは、当該世帯を同じくする保護者を主たる生計維持者とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 受給資格者は、対象児について医療を受けようとする場合は、保険医療機関等において電子資格確認等（国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等をいう。）により被保険者等であることの確認を受け、こども医療費受給資格証を提示しなければならない。

（届出の義務）

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（支給金の返還）

第 8 条 市長は、偽りその他不正な手段により支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき又は一部負担金等の変更その他の理由によりこども医療費の過払いを受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第 9 条 この条例によるこども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 東松山市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和 48 年東松山市条例第 13 号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 12 月 20 日条例第 26 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 27 日条例第 21 号）

この条例は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 16 日条例第 28 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

（東松山市難病患者医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 3 東松山市難病患者医療費の助成に関する条例（昭和 58 年東松山市条例第

９号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成１０年６月２２日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例の規定（中略）は、平成１０年１月１日から適用する。

附 則（平成１２年３月２２日条例第１１号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年９月２８日条例第３６号）

１ この条例は、平成１４年１月１日から施行する。

２ 改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年９月２８日条例第３５号）

（施行期日）

１ この条例は、平成１８年１月１日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成１９年６月２９日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定は、平成１８年１０月１日以後の診療に係る医療費について適用する。

附 則（平成２０年１２月２２日条例第３９号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日条例第 3 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 18 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るこども医療費について適用し、同日前の医療に係るこども医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るこども医療費について適用し、同日前の医療に係るこども医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日条例第 7 号）

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日条例第 7 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定によりこども医療費受給資格証の交付を受けている者は、この条例による改正後の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定により受給資格の登録を受けた者とみなす。